苫前町総合事業サービスコード

苫前町訪問型サービス(独自)

サービ	スコード	サービス内容略称		算定項目								合成	算定
種類	項目		4								Ĕ	単位数	単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たり の標準的な回	(1)1週に1回程度	の場合							1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	数を定める場	1,176 単位		日割の場合		÷	30.4 日	39 単位	ū	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	<u></u> 合	(2)1週に2回程度の場合								2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2,349 単位	日割の場合		÷	30.4 日	77 単位	<u> </u>	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13]	(3)1週に3回程度	の場合							3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3,727 単位	日割の場合		÷	30.4 日	123 単位	i.	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たり の回数を定め	(1)標準的な内容の	D指定相当訪問型サービスである	場合				287 単位	ū	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22	る場合	(2)生活援助が中心である場合					179 単化	t l	179	ı	
A2	2621	訪問型独自サービス23] [(二)所要時間45分以上の場合意				220 単化	iz .	220	l
A2	1411	訪問型独自短時間サービス							163 単化	it .	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防 止措置未実施	の標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合					12 単位	立減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	減算				日割の場合	÷	30.4 日	1 単位	立減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合					23 単位	拉減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					日割の場合	÷	30.4 日	1 単位	拉減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に3回程度の場合					37 単位	拉減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割]				日割の場合	÷	30.4 日	1 単位	拉減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21]		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスで		ある場合			3 単化	拉減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	1	の回数を定め る場合	(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以	以上45分未満	の場合	2 単化	拉減算	-2	I
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	1				(二)所要時間45分以上の場合意			2 単位	拉減算	-2	I
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	1		(3)短時間の身体介護が中心である場合		•			2 単位	拉減算	-2	I
A2	D211	訪問型独自業務継続計画策未策定減算11	業務継続計画		(1)1週に1回程度の場合					12 単位	拉減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画策未策定減算11日割	*木 策定減算	の標準的な回 数を定める場			日割の場合	÷	30.4 日	1 単位	立減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画策未策定減算12	1	合	(2)1週に2回程度の場合					23 単化	立減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画策未策定減算12日割	1				日割の場合	÷	30.4 日	1 単位	立減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画策未策定減算13	1		(3)1週に3回程度の場合					37 単化	立減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画策未策定減算13日割	1				日割の場合	÷	30.4 日	1 単化	立減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画策未策定減算21	1	ロ 1月当たり	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービ		ある場合			3 単化		-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画策未策定減算22	の回数を定め る場合		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合			2 単化	拉減算	-2	一回にフさ
A2	D218	訪問型独自業務継続計画策未策定滅算23	†	0-201			(二)所要時間45分以			2 単化		-2	I
A2		訪問型独自業務継続計画策未策定減算短時間	1		(3)短時間の身体介護が中心で	間の身体介護が中心である場合					立減算	-2	I
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事務所と同一建物	物の 事務所と同		-建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算							1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	利用者等にサー! 行う場合	ビスを	一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算								1
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	17,7-80 12		等に居住する利用者の割合が10								I
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	11.7 17.21.	, , , - , <u>, , , , , , , , , , , , , , ,</u>	所定単位数の 15% 加算							I
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	1							所定単位数の 15% 加3		-	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	†							所定単位数の 15% 加3		-	1回につき
A2		訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等	こおける小規模事業	業所加算					所定単位数の 10% 加3			1月につき
A2		訪問型独自サービス小規模事業所加算日割								所定単位数の 10% 加乳		-+	1日につき
A2	0101	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	†							所定単位数の 10% 加3			1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等	こ居住する者へのも	サービス提供加算					所定単位数の 5% 加3			1月につき
A2		訪問型独自サービス中山間地域等提供加算											1日につき
A2 A2		訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	1			<u> </u>				所定単位数の 5% 加拿 所定単位数の 5% 加拿			1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算								-	200	1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I		ト連推加管		200 単位加算 (1)生活機能向上連携加算(I) 100 単位加算						100	カルンざ
A2		助同型独自サービス生活機能向上連携加算 I 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(I) 100 単位加算 (2)生活機能向上連携加算(I) 200 単位加算						-	
A2 A2	6102		十 口除油带沙/	レtn質		(2)生活機能印工連携加昇(11) 200 单位加: 50 単位加:						200 50	1回につき
-		訪問型独自口腔連携強化加算	木 口腔連携強化		(1)人进降昌华加州北美护佐(1)							50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	へ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(I										1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	-	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ								-	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算皿	(3)介護職員等処遇改善加算(11)										
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(17	7) 所定単位数の 145 /10					00 加算		